

植物検疫のお知らせ

韓国へ渡航される方へ

毎年、日本から観光や商用で韓国に行かれる方が数多くいらっしゃいます。

日本から韓国へ持ち込む植物(果物・野菜等)は、韓国で規制されているものもあります。日本からのおみやげが、持ち込みができず放棄することにならないよう、出国前に韓国の規制を調べておく必要があります。

また、韓国にはさまざまな植物(果物・野菜等)がありますが、同時に日本にはいない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きています。

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



韓国へ持ち込めない植物は？

韓国が持ち込みを禁止している主な植物等です。

・生果実及び果菜類

ただし、カキ、サクランボ、ブドウ、カンキツ類、イチゴ、カボチャ、メロンについては持ち込みができます。

(九州以南の地域で生産されたカンキツ類及びトマト果実は韓国への持ち込みが禁止されています。また、それ以外の地域で生産されたカンキツ類及びトマト生果実も九州以南の地域を経由しての持ち込みは禁止されています。)

・土又は、土の付着する植物

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

輸出検疫を受けなくて植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要かどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。韓国の植物検疫に関する情報は同国の国立植物検疫所のホームページ(日本語版があります)で確認できます。

<http://www.npqsgo.kr/japan/>

(参考)在日大韓民国大使館 TEL 03-3452-7611、03-3452-7619

他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

2. 韓国から日本への植物の持ち込みについて

植物検疫のお知らせ(韓国・渡航者編)
農林水産省植物防疫所

韓国から日本への持ち込みができないもの

土及び土の付いた植物

植物類を害する検疫病害虫

寄生植物(ヤドリギ、ネナシカズラ等)

ここに記載のないものについては、植物防疫所に
お問い合わせください。

検査を受けないと罰金？逮捕？

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をしていただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合、申告義務を怠っていたと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない場合も申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見るができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>



韓国からは何が持ち込めるの？

ほとんどの植物類(野菜・果物等)は、検査を受ければ持ち込みは可能です。

ただし、以下のものは注意が必要です。

・球根類、サツマイモ、ジャガイモ、サトウキビ及び果樹類の苗木(切り枝を含む)等は、一定期間(約1年)植物のウィルス検査のため隔離栽培が必要になります。

・スイセンの球根は温湯浸漬処理が必要となり、後日の引取りになります。

・シヨクヨウダイオウ(ルバーブ)、アブラナ属、フダンソウ属の生植物の地下部は、韓国での栽培地検査を行った旨の「検疫証明書」の添付が必要です。

韓国からよく来る農産物は？

- ・トウガラシ
- ・カボチャ(ズッキーニ)
- ・エゴマ葉
- ・薬用ニンジン
- ・果物(ミカン等)
- ・コメ

植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。

主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB 0476-32-6694
第2PTB 0476-34-2352

中部空港支所 0569-38-8433

関西空港支所 0724-55-1936

福岡空港出張所 092-477-7575

那覇空港出張所 098-857-0054

2005年10月版